伊勢市公報

第 275 号 平成 29 年 4 月 20 日 木 曜 日

-14	3 Bil	頁
規 ○	見 則 伊勢市指定金融機関選定委員会規則	2
借	, 示	
\circ	認可地縁団体の告示事項の変更について	5
\circ	認可地縁団体の告示事項の変更について	6
\circ	認可地縁団体の告示事項の変更について	7
\circ	認可地縁団体の告示事項の変更について	8
\bigcirc	認可地縁団体の告示事項の変更について	9
\bigcirc	認可地縁団体の告示事項の変更について	10
選	基举管理委員会告示	
\circ	伊勢北部土地改良区総代選挙関係	
•	当選した者の氏名及び住所について	11
L	- 下水道事業告示	
_	- 「小 旦手来 百小 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	1.5
	伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	15 16
_	流域関連公共下水道の供用開始について	17
0	指定代理納付者の指定について	
0	/ · /	18
	伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	19
1).	<u>、</u> 告	
		20
	公示送達	21
	公示送達	22
		22

伊勢市指定金融機関選定委員会規則をここに公布する。

平成29年4月4日

伊勢市規則第43号

伊勢市指定金融機関選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例(平成29年伊勢市条例第2号)第2条第2項 の規定により、伊勢市指定金融機関の選定に係る委員会として、伊勢市 指定金融機関選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 選定委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は 任命する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第3条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長 が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、会計課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、神薗町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 浅井忠興

伊勢市神薗町 451 番地 1

変更後 浦田政信

伊勢市神薗町 438 番地

伊勢市告示第 33 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、 上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ り告示します。

平成 29 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 前 田 泰 弘

伊勢市御薗町長屋 171 番地 1

変更後 前村正郎

伊勢市御薗町長屋 1350 番地

伊勢市告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規 定により告示します。

平成 29 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 梅 田 篤

伊勢市藤里町 189 番地 100

変更後 森北 一 典

伊勢市藤里町 189 番地 20

伊勢市告示第 35 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、 下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定 により告示します。

平成 29 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名			名	代表者の住所	就任日
古	Ш	信	義	伊勢市下野町 696 番地	平成 28 年 4 月 1 日
小	西	正	史	伊勢市下野町 685 番地	平成 29 年 4 月 1 日

伊勢市告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10 項の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中村俊博

伊勢市東豊浜町 1506 番地

変更後 中村義広

伊勢市東豊浜町 1380 番地

伊勢市告示第 37 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10項の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西森民義

伊勢市上野町 355 番地 196

変更後 渡 辺 元太郎

伊勢市上野町 355 番地 42

伊勢市選挙管理委員会告示第23号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第21条第1項の規定による当選人の報告を受け、同令第22条第2項の規定により当選証書を付与したので、同令第21条第2項の規定並びに同令第22条第2項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 29 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 西宮晴 一

記

1 伊勢北部土地改良区総代選挙当選人

別紙、当選人一覧表のとおり

伊勢北部土地改良区総代選挙第1選挙区当選人一覧表

(定数14人 当選人14人)

住所	氏	名	住	所	氏	名
省略	大西	進				
省略	大西	洋勝				
省略	角谷	政博				
省略	北河	一郎				
省略	杉浦	秀美		\		
省略	杉浦	健三				
省略	田畑	明彦				
省略	中西	富男				
省略	藤原	実				
省略	大仲	悦孝				
省略	森田	直樹				
省略	佐々木	淳美				
省略	野呂	典久				
省略	野呂	源幸				

伊勢北部土地改良区総代選挙第2選挙区当選人一覧表

(定数15人 当選人15人)

住所	氏 名	住	所	氏 名
省略	岡村 晃良			
省略	髙橋 猛和			
省略	竹本 和彦			
省略	辻 武久			
省略	中西 正平			
省略	中村 俊文			
省略	中村 雅行			
省略	中村宏			
省略	濱口 惠一			
省略	濱口 信行			
省略	濱口 敏孝			
省略	濱崎 一栄			
省略	増田 卓美			
省略	三宅 清嗣			
省略	宮本 銀博			

伊勢北部土地改良区総代選挙第3選挙区当選人一覧表

(定数7人 当選人7人)

住	所	氏	名	住	所	氏	名
省略		中村	猛				
省略	;	中村	信男				
省略	:	古野	幸雄				
省略	;	南端	善平				
省略	:	山田	信人		\		
省略		角屋	弘光				
省略	;	河邊	憲生				

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理 規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のと おり指定しましたので、告示します。

平成 29 年 4 月 3 日

指定 番号	事業者名	所	在	地	指定年月日
362	矢形設備工業	伊勢市552番		町宮前	平成 29 年 3 月 24 日

伊勢市上下水道事業告示第8号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 3 日

指定 番号	工事店名	所在地	有 効 期 間 満了年月日
31	伊勢サポート企画	伊勢市船江2丁目33番72 号	平成 29 年 3 月 31 日
156	太田設備	松阪市西黒部町 1945 番地	平成 29 年 3 月 31 日
165	有限会社 三協開発	伊勢市川端町 245 番地 3	平成 29 年 3 月 31 日
207	株式会社 高正工務店	松阪市駅部田町 123 番地 3	平成 29 年 3 月 31 日
326	明野機工	伊勢市小俣町明野 386 番地 19	平成 29 年 3 月 31 日
369	AFTA	津市海岸町 20 番 19 号	平成 29 年 3 月 31 日
374	大和工業	松阪市嬉野中川町 590 番地 5	平成 29 年 3 月 31 日
375	三重県宅内下水 事業協同組合	津市あのつ台4丁目6番地1	平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第9号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成29年4月14日から2週間、伊勢市上下水道部下 水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 10 日

- 供用(下水の処理)を開始する年月日
 平成29年5月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域 小俣町明野及び二見町荘の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称 位置 伊勢市大湊町 1126 番地名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

地方自治法(昭和22年法律67号)第231条の2第6項の規定により次のとおり水道料金及び下水道使用料等の指定代理納付者を指定したので、伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号)第4条の2第2項の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 収納に関する指定代理納付者 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ヤフー株式会社
- 2 契約期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 12 日

指定 番号	工事店名	所	在	地	指定取消し年月日
174	太陽設備	伊勢市2336番		町高向	平成 29 年 4 月 4 日

伊勢市公告第31号

公 示 送 達

下記の者の交付要求通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の 上、受領してください。

平成 29 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第32号

公 示 送 達

下記の者の差押調書 (謄本)、配当計算書 (謄本)、配当金等充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の 上、受領してください。

平成 29 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第33号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 78 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来 庁の上、受領してください。

平成 29 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略